

## 情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会 要配慮個人情報ワーキンググループ 開催要綱

### 1 目的

現行の「情報信託機能の認定に係る指針」（以下「指針」という）では、要配慮個人情報の取扱いについて、その他の個人情報と比べ意図に反して流通した場合の問題がより深刻であることに鑑み、要配慮個人情報を含む事業は認定の対象外とされている。他方で、「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会」（以下「検討会」という）における議論の中で、健康・医療分野の要配慮個人情報は、利用者個人や社会のために活用するニーズが高いとの意見があり、その取扱いについて継続して検討することとされた。

このようなこれまでの検討会での議論や総務省における調査事業の結果等を踏まえ、情報信託機能における健康・医療分野の要配慮個人情報の取扱いについて重点的に検討するため、検討会の下に「要配慮個人情報ワーキンググループ」（以下「本WG」という）を設置する。

### 2 主な検討内容（予定）

- (1) 健康・医療分野の要配慮個人情報の取扱いに係る具体的要件（対象情報、同意・審査要件等）の整理
- (2) 認定に当たっての必要な指針の見直し、追加的ルールの策定等

### 3 構成及び運営

- (1) 本WGの構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 本WGに主査を置く。
- (3) 主査は、本WGを招集し、主宰する。
- (4) 主査は、必要があると認めるときは、主査代理を指名することができる。
- (5) 主査は、必要に応じて構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (6) 主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは主査に代わって本WGを招集し、主宰する。
- (7) その他、本WGの運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

### 4 議事等の公開

- (1) 本WGは原則公開とする。ただし、座長が必要と認める場合は非公開とする。
- (2) 本WGの議事概要は、本WG終了後に公表するものとする。

### 5 スケジュール

令和4年11月～令和5年3月（予定）

### 6 事務局

本WGの庶務は、総務省情報流通行政局地域通信振興課デジタル経済推進室において処理する。

情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会  
要配慮個人情報ワーキンググループ 構成員名簿

(敬称略、五十音順、令和4年11月現在)

【委員】 ※「◎」は主査

石見 拓 一般社団法人 PHR 普及推進協議会 代表理事

高口 鉄平 静岡大学大学院情報学領域 教授

長島 公之 公益社団法人 日本医師会 常任理事

長田 三紀 情報通信消費者ネットワーク

山本 隆一 一般財団法人 医療情報システム開発センター 理事長

◎ 森 亮二 英知法律事務所 弁護士

【オブザーバー】

内閣府 健康・医療戦略推進事務局

個人情報保護委員会事務局

厚生労働省

経済産業省

一般社団法人 日本IT団体連盟